

福祉サービス利用援助事業

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう (日常生活自立支援事業)

福祉のサービスを
利用したい

わたしはどんなサービスが使えるそう？

利用料はいくらくらいになるのかな…？



役所からの手紙や
請求書がきたけど…

どう書いていつまでにだすのかな？
でんわだい 電話代、こんなに
つかったかな？



お金をおろしたり
銀行の手続きが不安

ふりこみを忘れてたり、
まちがえたりしないかな？

お金のことは人にはたのみにくい

給料と年金をもらうけど、

ひと月にいくら使えるだろう？



通帳などの管理
が心配だ

なくしたり、とられたり
しないかな？

ひつようなときに
見あたらない…



日常生活の中で、福祉サービスの利用やお金の管理に不安を感じることは
ありませんか？この事業は、そうした不安を和らげるためのお手伝いをする
福祉サービスです。地域住民が支援活動に関わり、見守りや意思決定支援を
行いながら、本人らしい生活を支える互助のしくみです。

詳しくは、**千葉県成年後見支援センター043-209-6000**へ
お問い合わせ下さい。

略称は「社協」です！



この事業でお手伝いできること

福祉サービス利用援助 (基本のサービス)

福祉サービスを安心して利用できるよう、相談や助言をします

- 定期的に訪問して、ご相談をお受けします
- 福祉サービスについての情報を、わかりやすくお伝えします
- サービスを始めるときや、やめるときに必要な手続きをお手伝いします
- 選んだサービスに不満を感じた時など、「苦情解決制度」を使うためのお手伝いをします



預貯金払戻し・支払い等援助

くらしに必要なお金の出し入れなどをお手伝いします

- ご本人のかわりに銀行の窓口に行き、必要なお金を払い出して、お渡しします
- 福祉サービスの利用料や公共料金、病院代などを支払うお手伝いをします
- お金の使い方を一緒に確認したり、相談できます
(ご希望により、お手伝いのおきに使う通帳をお預かりできます)



書類等保管援助

大切な書類などを安全に保管します

- 通帳や権利書などの大切な書類や印鑑などを、銀行の貸金庫でお預かりします

※ 所定の保管料がかかります

※ お預かりできるもの

ご本人の通帳、銀行印、実印、年金証書、保険証書、契約書などの書類やキャッシュカードなどでふだんは使わないもの

この事業で対応できないことの例

- 買い物や家事、送迎 ● 現金、金券、貴重品などの預かり
- 暗証番号が必要な方法での払い出し(ATMなど)
- ★ 口座の新規開設 ★ 入居や入院などの契約の代理

★ 印のような支援が必要な場合は「成年後見制度」の利用をお勧めすることがあります。

★ 自宅の処分や賃貸住宅の解約手続きの代理

★ 本人に代わってお金の使い方を決めること

● 身元引受人や保証人になること ★ 確定申告等の代理

● 亡くなった後の払出し、支払い など



利用するときの費用について

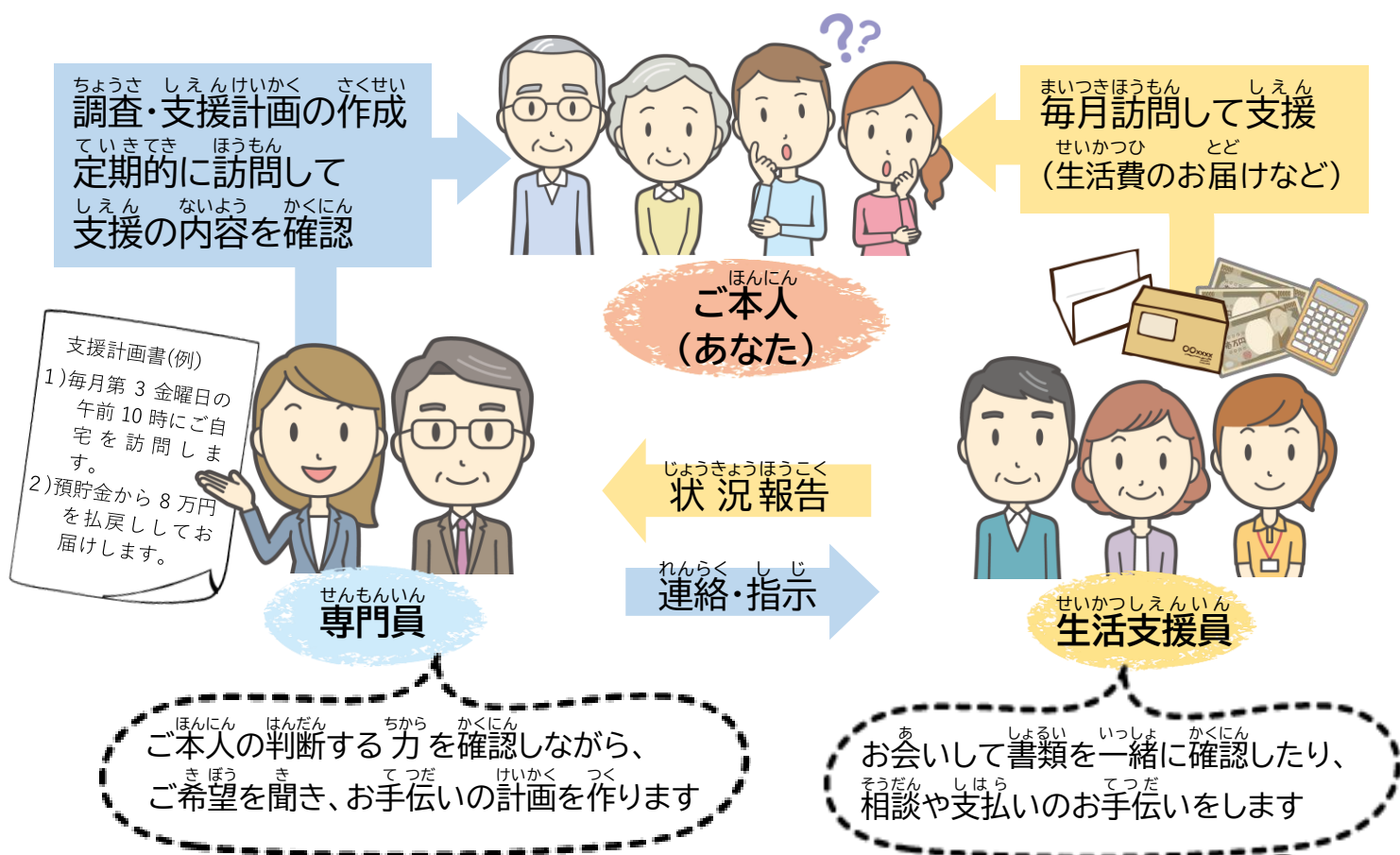
ご相談や計画の作成は無料です。契約してサービスが始まると、以下の料金がかかります。

| | | |
|----------|----------------|---|
| 基本料金(全員) | | 500円(月額) |
| 利用料 | 福祉サービス利用援助(全員) | 1回 1,500円(60分まで) |
| | 預貯金払戻し・支払い等援助 | ※以降60分を超過するごとに1,500円加算 ※入院等で市外に支援する場合、1,500円加算 |
| 書類等保管援助 | | 500円(月額) |

※生活保護を受けている間は支払いが免除されます

お手伝いする人について

「専門員」と「生活支援員」があなたをサポートします



専門員は支援の計画をつくり、生活支援員はその計画どおりにお手伝いします。どちらも社協の職員ですので、安心してお任せください。



利用したいと思ったら — サービス利用の流れ —



相談
受付

千葉県社会福祉協議会(社協)にご相談ください。
困っていることをお聞きし、どんなお手伝い
ができるかご説明します。サービスの利用を
希望される場合は、利用申込みをしてください。



調査

担当の専門員が訪問し、お話をうかがいながら、お手伝い
する内容を一緒に考えます。あわせてサービスを利用する
意思の再確認と、契約能力の確認を行います。



審査

社協との契約が可能か、支援内容が適切かなどについて
医師や弁護士などの専門家に助言を求めながら、利用の可否
を決定します。

※月1回開催する契約締結審査会で、承認を得ます。

支援計画の作成
契約締結

ご本人と社協とで支援の内容や頻度などを相談して決めます。
内容を十分確認した上で、契約を結びます。

※契約期間は、毎年4月1日～翌年3月31日までの1年間です。

お互いに異議がなければ、契約を更新します。支援計画はいつでも
変更できます。(契約時点から基本料金がかかります)

サービス開始
定期訪問

お手伝いが始まります。支援計画で決めた日に、生活支援員が
訪問して支援を行います。専門員も定期的(数か月～1年ごと)に
訪問し、ご本人の判断能力と支援計画が適切かを確認します。



ご相談は、千葉県成年後見支援センター

043-209-6000

受付から契約まで、2か月程度かかります